令和5年2月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和5年2月9日

春日部市教育委員会

I 期 日 令和5年2月9日 木曜日

Ⅱ 場 所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール

Ⅲ 開 会 14時00分 IV 閉 会 14時54分

V 教育長及び出席委員

教育長鎌田亨教育長職務代理者水沼章文委員金森良泰委員秋山早苗

VI 欠席委員

委員 岡田 新司

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

 学校教育部長
 中島 拓

 学校教育部学務指導担当部長
 舘野 俊之

 学校教育部次長兼学校総務課長
 篠原 直樹

 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長
 大野 明彦

 教職員担当課長
 瀬髙 武夫

【社会教育部】

社会教育部長大川 裕之社会教育部次長兼社会教育課長神谷 司視聴覚センター所長木舟 宏美文化財保護課長中野 達也スポーツ推進課長清水 一男中央公民館事業担当課長隅田松千代

VⅢ 書記

 学校総務課
 総務担当主幹
 林
 亮平

 学校総務課
 総務担当主査
 伊藤
 知子

IX 署名委員の指名

水沼委員

X 会議に附した議案

議案第	1	号	春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
議案第	2	号	行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第	3	号	春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の
			給与等に関する条例の一部改正について
議案第	4	号	春日部市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定に
			ついて
議案第	5	号	春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正
			について
議案第	6	号	令和4年度春日部市一般会計(教育費)補正予算について
議案第	7	号	令和5年度春日部市一般会計(教育費)予算について

追加議案等

議案第 8 号 行政財産の用途変更について

XI 議題及び議事の大要

鎌田教育長

ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録(案)については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録(案)のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議 終了後、前回署名委員の署名をいただいてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第1号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について を議題とし、説明を求めます。篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第1号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、機構改革に併せ、来年度、教育委員会事務局の組織を変更するため、春日部市教育委員会事務局組織規則を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

第2条第1項第1号 学校教育部の組織改正についてでございます。学校総務課を教育総務課に名称を変更し、2担当から3担当へ変更するもの、施設課を教育施設課に名称を変更し、1担当から2担当へ変更するもの、学務課より給食担当を削除するとともに、新たに学校給食課を設置するものでございます。

第2条第1項第2号 社会教育部の組織改正についてでございます。社会教育課より青少年教育担当を削除するもの、文化財保護課を文化財課に名称を変更するものでございます。

第2条第2項につきましては、前項の課名変更等に伴い、所管施設及び機関についてそれぞれ名称を変更したものでございます。

議案書3ページから6ページまでをご覧ください。第4条 事務分掌についてでござい

ます。詳細な説明は割愛しますが、第2条で改正する課・担当ごとに、それぞれ所掌する 事務を精査したものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。 以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、原案どおり決するに、 賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者举手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第2号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題としますが、議案第2号及び議案第3号は3月市議会定例会に上程する議案に関す る事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより 会議を非公開とします。

それでは、議案第2号について、説明を求めます。篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第2号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案 理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。提案理由でございますが、行政組織の改正に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容につきまして、説明申し上げます。本条例につきましては、市長部局の条例と一括で改正するものでございまして、教育委員会で審議するものは、議案書11ページの中ほど「第13条」および、議案書12ページ「第15条から第17条まで」となりますので、その内容について説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。第13条、春日部市いじめ防止条例でございます

が、こちらは指導課が所管する条例でございます。

改正内容につきましては、「こども未来部こども政策課」の記載を「総務部人権共生 課」へ、変更するものでございます。

議案書12ページをご覧ください。第15条、春日部市文化財保護審議会条例、第16条、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例、第17条、春日部市市史編さん委員会条例について、「文化財保護課」の記載を「文化財課」へ、変更するものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案 どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者举手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第3号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について を議題とし、説明を求めます。篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第3号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与 等に関する条例の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げま す。

議案書の14ページをご覧ください。提案理由でございますが、教育長の期末手当の規 定を改正したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容につきまして、説明申し上げます。議案書の15ページをご覧ください。

本条例につきましては、市長部局の条例と一括で改正するものでございまして、教育委員会で審議するものは、「第2条」となります。第2条は、教育長の給与に関する条例を一部改正するものでございまして、期末手当の規定を「100分の215」から「100分の220」に改正するものでございます。

議案書の16ページをご覧ください。附則につきまして、この条例は公布の日から施行

し、令和4年6月1日から適用することとしております。 以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

鎌田教育長

議案第3号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与 等に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めま す。

「 賛成者举手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。 会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、議案第4号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定 について を議題とし、説明を求めます。篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長 (兼) 学校総務課長

議案第4号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。提案理由でございますが、教育委員会の権限に属する事務の一部「放課後子ども教室に関する事務」を市長部局の補助機関たる職員「こども未来部こども育成課」に委任するため、規則を制定したく提案するものでございます。

次に、規則の主な内容についてご説明申し上げます。議案書18ページをご覧ください。

はじめに、第1条の趣旨についてでございます。この規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、春日部市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任することについて、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条の委任事務についてでございます。教育委員会は、放課後子ども教室に関する事務を市長の補助機関である職員に委任するものとしております。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。 以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 春日部市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第5号 春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改 正について を議題とし、説明を求めます。瀬高課長、お願いします。

瀬髙教職員担当課長

議案第5号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の19ページをご覧ください。

提案理由でございますが、本案は、職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、県費 負担教職員の育児休業の取得要件や申請等に用いる様式が変更になったことと、働き方改 革の視点で、各種様式の押印の見直しを行うために、服務規程の一部改正を行うために提 案するものでございます。

続きまして、改正部分の概要を申し上げます。20ページの、表内、第7条第2項をご覧ください。押印見直しに伴い、出勤簿を勤務整理簿に変更しました。

第7条の2をご覧ください。出勤時に出勤簿に押印することを、勤務管理システムに打刻することに変更しました。

20ページの最終行にある17条の2、21ページに続いておりますが、左側太字ゴシック部分をご覧ください。育児休業及び産後、子の出生日から57日間以内に取得する育児休業、いわゆる産後パパ育休が原則2回まで取得可能になることに伴う、規定及び様式を変更しました。

22ページから67ページは、押印見直しに伴う様式の変更をしました。

なお、施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第5号 春日部市立小学校・中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第6号 令和4年度春日部市一般会計(教育費)補正予算について を議題 としますが、議案第6号及び議案第7号は3月市議会定例会に上程する議案に関する事項 であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより 会議を非公開とします。

それでは、議案第6号について、説明を求めます。篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第6号 令和4年度春日部市一般会計(教育費)補正予算について、提案理由及び その主な内容について説明申し上げます。

議案書68ページをご覧ください。提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する令和4年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、配付いたしました「令和4年度春日部市一般会計(教育費)補正予算書及び事業別概要書第10号」に基づいて説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、こちらは 総括表でございます。歳入につきましては、市長部局の分と合算されて表示されているも のでございまして、教育委員会の補正額はこの一部となります。詳細につきましては、後 ほど説明いたします。

次に、2ページをご覧ください。歳出についてでございますが、10款、教育費、補正前の額、71億8, 972万7千円から、9億9, 043万5千円を増額し、補正後の額を8168, 01675千円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正、こちらは小学校運営事業を はじめ5件について、追加するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正、こちらは、春日部市学校 給食調理業務委託(令和4年度分)3件について、追加するものでございます。 次に、5ページをご覧ください。第4表、地方債補正、こちらは小学校校舎トイレ改修 事業及び小学校体育館耐震対策事業の2件について追加するとともに、市民文化会館耐震 対策等事業の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。6ページをご覧ください。中段、14款、国庫支出金、1 節、小学校費補助金、学校施設環境改善交付金、9,390万円の増は、小学校体育館耐 震対策工事及び小学校校舎トイレ改修工事に対し、国から交付金が交付されるものでござ います。

その下、学校保健特別対策事業費補助金、1,665万円の増、さらにその3段下、2 節、中学校費補助金の、同補助金855万円の増につきましては、新型コロナウイルス感 染症対策に係る経費に対し、国から補助金が交付されるものでございます。

8ページをご覧ください。21款、市債、3節、小学校債につきまして、上段の4億5,880万円の増は、小学校校舎トイレ改修事業に、下段の2億3,320万円の増は、小学校体育館耐震対策事業に、それぞれ充てる市債でございます。

次に、歳出でございます。今回の補正予算では、契約金額の確定により不用額が生じたことに伴う減額補正、物価高騰に伴う電気料の増がございます。また、人事院勧告に伴う給与改定に伴う補正が多くございます。このため、これら以外の主な内容について、説明申し上げます。

10ページをご覧ください。上から2段目、中学生社会体験チャレンジ事業、112万 5千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したため、補正するものでございます。

11ページをご覧ください。上から2段目、小学校運営事業、7,189万9千円の増は、学校における感染症対策物品を整備することなどにより、補正するものでございます

12ページをご覧ください。最上段、小学校体育館耐震対策事業、2億9,496万9千円の増は、小学校体育館耐震対策工事を実施するため、補正するものでございます。

その次、小学校校舎トイレ改修事業、6億8,251万1千円の増は、小学校校舎トイレ改修工事を実施するため、補正するものでございます。その2段下、中学校運営事業、4,895万8千円の増は、小学校と同様、学校における感染症対策物品を整備することなどにより、補正するものでございます。

次に、16ページをご覧ください。下から2段目、民間等プール利用事業、444万4 千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したため、補正する ものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第6号 令和4年度春日部市一般 会計(教育費)補正予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案どおり可決と決しました。 次に、議案第7号 令和5年度春日部市一般会計(教育費)予算について を議題と

篠原学校教育部次長 (兼) 学校総務課長

し、説明を求めます。篠原次長、お願いします。

議案第7号 令和5年度春日部市一般会計(教育費)予算について、提案理由及びその 主な内容について説明申し上げます。

議案書69ページをご覧ください。提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する令和5年度春日部市一般会計予算に教育費予算を要求したく提案するものでございます。

内容につきましては、配付いたしました「令和5年度春日部市一般会計(教育費)予算書及び事業別概要書」に基づいて説明申し上げます。なお、左上をクリップで留めてある参考資料「令和5年2月定例教育委員会 議案第7号 令和5年度春日部市一般会計(教育費)予算について」と記載のある予算ダイジェスト版を添付しましたので、こちらもご参照ください。

はじめに、資料にはございませんが、春日部市全体の令和5年度当初予算について申し上げます。教育費を含めた市の一般会計予算規模は、897億円で前年度対比は11.0%の増でございます。

それでは、予算書及び事業別概要書1ページから3ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、こちらは総括表でございます。歳入につきましては、市長部局の分と合算されて表示されているものでございまして、教育委員会の歳入はこの一部となります。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

次に、4ページをご覧ください。令和 5 年度教育費予算総額は、8 4億 7, 4 1 4 万 2 千円でございます。資料にはございませんが、年度対比で 1 9億 6, 3 5 2 万 4 千円の増、率にして 3 0. 2%の増でございます。また、一般会計における教育費の占める割合は、9 . 4%でございます。

次に、5ページ、第2表、継続費につきましては、市民文化会館運営事業1件について、年割額を定めるものでございます。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為は、表のとおり、5件について、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、7ページ、第4表、地方債につきましては、市民文化会館耐震対策等事業をはじめ4件について、追加するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、学校教育部、社会教育部それぞれから説明 させていただきます。はじめに、学校教育部分の主な内容について、説明申し上げます。

まず、歳入でございます。13ページをご覧ください。下から6段目、20款、諸収入、給食費負担金(小学校)、4億2,567万8千円の増、その下、給食費負担金(中学校)、2億6,859万3千円の増につきましては、公会計化に伴い、春日部地域において、学校給食の提供を受ける児童の保護者及び教職員等から納付される給食費を増額したものでございます。

その下、21款、市債、市民文化会館耐震対策等事業債、1億6,920万円の増につきましては、吊天井落下防止対策工事、多目的トイレ改修工事、エレベーター改修工事及び工事に係る監理委託費用等、市民文化会館耐震対策等事業に充てる市債でございます。

その下、21款、市債、中学校等施設長寿命化推進事業債、1億3,690万円の増は、葛飾中学校を対象とした、中学校等施設長寿命化改修事業にあてる市債でございます。

次に、歳出でございます。14ページをご覧ください。

下から2段目、学校政策企画事務、1,457万1千円の増は、充実した学校教育の実現を目指し、よりよい教育環境の整備につながる学校政策に関する企画等を行うことによるものでございます。

その下、教育センター管理事務、1,720万1千円の増は、物価高騰に伴う光熱水費の単価上昇を見込んだもの、および、本庁舎移転に伴う備品搬出撤去・廃棄処分委託料を計上したことによるものでございます。

15ページをご覧ください。上から2段目、市民文化会館運営事業、2億1,218万6千円の増は、物価高騰に伴う光熱水費の単価上昇を見込んだもの、および、市民文化会館耐震対策工事請負費、自動火災報知機設備更新修繕料を計上したことによるものでございます。

下から2段目、未来を担う人財育成事業 591万4千円の減は、事業の見直しにより 一部を、生徒の英語力向上に向けた新たな事業である学力向上推進業務委託「スコア型テ スト」に移行したものでございます。

その下、学校教育支援事業、2,772万4千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当について、継続して採用となった職員を採用した場合の昇給分に係る増分を見込んだこと、また、生徒の英語力向上に向けた新たな事業である学力向上推進業務委託「スコア型テスト」の実施によるものでございます。

なお、ここに記載はございませんが、中学生社会体験チャレンジ事業につきまして、令和4年度をもって事業が終了したことにより、生徒の英語力向上に向けた新たな事業である学力向上推進業務委託「スコア型テスト」に財源を振り替えております。

18ページをご覧ください。最下段、小学校運営事業、1億4,779万8千円の増は、物価高騰に伴う光熱水費の単価上昇を見込んだもの、および、学校美化業務を委託から派遣に切り替えたことによるものでございます。

19ページをご覧ください。下から4段目、小学校情報教育推進事業、2,134万4千円の減は、1人1台端末の導入に伴うパソコン室の情報機器削減によるものでございます。

その下、小学校施設維持・管理事業、2,136万6千円の増は、教室不足に伴う普通 教室への改修修繕、経年により老朽化した消防設備、小荷物専用昇降機、給水ポンプ等の 設備を修繕するため、施設修繕料を計上したことによるものでございます。

20ページをご覧ください。上から2段目、小学校教科用図書等整備事業、1億2,8 32万2千円の増は、令和6年度の教科書改訂に伴う、教師用教科書等の購入によるもの でございます。

21ページをご覧ください。下から3段目、中学校運営事業、9,853万4千円の増は、小学校同様、光熱水費の単価上昇等によるものでございます。

最下段、中学校情報教育推進事業、2,124万7千円の減は、小学校同様、パソコン 教室の情報機器削減によるものでございます。

22ページをご覧ください。上から2段目、中学校施設維持・管理事業、5,232万8千円の増は、経年により老朽化した消防設備、高圧受電設備、給水ポンプ等の設備を修繕するため、施設修繕料を計上したことによるものでございます。

23ページをご覧ください。上から3段目、中学校等施設長寿命化推進事業、1億4, 080万円の増は、平成29年度に策定した「春日部市学校施設長寿命化計画」に基づ き、学校施設に求められている機能や性能を確保するため、「葛飾中学校長寿命化改修工 事実施設計業務委託」を計上したことによるものでございます。

その下、小学校給食運営事業、4億5,279万3千円の増、その下、中学校給食運営事業、2億9,870万8千円の増は、学校給食費の公会計化に伴う賄材料費を計上したことによるものでございます。

24ページをご覧ください。最上段、給食センター運営事業、3,040万1千円の増は、施設内の照明器具交換修繕を計上したことによるものでございます。

その下、学校給食費管理事務、2,418万8千円の増は、学校給食費助成金を小・中学校給食運営事業及び給食センター運営事業より移管したことによるものでございます。 以上、学校教育部所管分でございます。

鎌田教育長

続いて、神谷次長、お願いします。

神谷社会教育部次長(兼)社会教育課長

続きまして、社会教育部所管分の主な内容につきまして、同じく、前年度対比で大きく 増減のありました主な事業について、お手元の事業別概要書と資料をもとに説明申し上げ ます。初めに、主な歳入について、説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページにお戻りください。

10ページの中段、14款 国庫支出金、文化財保存事業費補助金の1,698万3千円の増の主なものについてでございますが、令和2年3月に国史跡に指定されました神明貝塚の保存管理のための用地取得に対する国の補助金交付額が新たに増加となったものでございます。

次に、主な歳出でございます。

25ページをご覧ください。下から2段目、芸術文化振興事業の62万4千円の増でご

ざいますが、執務室の新本庁舎移転に伴う芸術文化ホームページ管理用パソコンの移設等により発生する機器運搬料のほか、屋外彫刻のメンテナンスやPR用パンフレットの作成に要する経費の増額によるものでございます。

次に、26ページでございます。ページ上段、公民館運営事業の6,485万9千円の増は、社会情勢の影響による石油、石炭、液化天然ガスなどの発電にかかる燃料コストの高騰に伴う電気料金等の増額によるものでございます。

その一段下、公民館設備改修事業の5,469万8千円の増は、中央公民館及び武里大 枝公民館のエレベーター更新工事に係る経費の増額によるものでございます。

次に、27ページをご覧ください。上から2段目、図書館運営事業の4,776万3千円の増は、燃料価格上昇による電気料の増や、中央図書館電動書庫の動力装置等の更新修繕にかかる経費の増額によるものでございます。

次に、その一段下、視聴覚センター運営事業の212万1千円の増は、視聴覚ホールの 舞台吊物ワイヤーの経年劣化による交換修繕料の増額によるものでございます。

次に28ページをご覧ください。下から2段目、郷土資料館運営事業の163万5千円の増は、郷土の歴史や文化資源であります郷土資料館の収蔵資料の利用公開を促進するため、ICTを活用して資料情報と画像をデジタル化する業務委託料及び電算機器借上料の増額によるものでございます。

次に29ページをご覧ください。上段、史跡神明貝塚保存活用事業4,155万6千円でございますが、史跡神明貝塚の保存活用に向け、まずは、令和5年度より、対象地の公有地化に着手することに伴い、測量や用地購入などに要する経費を新たに計上するものでございます。

なお、令和5年度におきましては、境界測量と土地評価を進め、史跡全体の16%にあたります3,123㎡分の用地取得を行いたく計上しております。

次に、30ページをご覧ください。上から3段目、大凧マラソン実施事業、2,000 万円の増は、4年ぶりに開催される春日部大凧マラソン大会に要する経費の増額によるも のでございます。

次に、同じページの2段下になります、小中学校体育施設開放事業2,145万2千円の増は、緑中学校における夜間照明施設修繕料の増額によるものでございます。

最後に、その一段下、体育施設運営事業1,283万8千円の増は、大沼陸上競技場リニューアルに必要な測量委託料と設計委託料に伴う増額によるものでございます。

以上が、令和5年度一般会計予算の教育費のうち、社会教育部所管分にかかる主な内容 についての説明でございます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。議案第7号 令和5年度春日部市一般 会計(教育費)予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。 会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

告示した当初の議案は以上ですが、本日、議案第8号 行政財産の用途変更について を追加で審議したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

「「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、これより、議案第8号 行政財産の用途変更についてを議題とし、説明を求めます。篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第8号 行政財産の用途変更について、提案理由及びその主な内容について説明申 し上げます。本日、配付いたしました「追加議案目録」の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立中野小学校の用途変更について、地方自治法第238条の2第1項の規定に基づき、春日部市長へ回答したく提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして、説明申し上げます。 2ページ目をご覧ください。市長からの協議に対し、回答文書を送付するものでございます。回答文書の内容としましては、記載した3点の留意事項を付したうえで、用途変更について異議がない旨、回答するものでございます。

3ページ目は、市長部局のこども未来部保育課から送付された協議文書でございます。 この協議に対し、先ほど説明した回答文書を送付してよいか伺うものでございます。

4ページ目へお進みください。本協議に至りました経緯、協議結果、所管替えする土地の概要、近隣への配慮事項、今後のスケジュールなど5項目について、説明させていただきます。

はじめに1.経緯でございますが、小学校の学級編制の標準が一律に35人に引き下げられたことにより、中野小学校の教室不足が見込まれるため、放課後児童クラブが使用している校舎内の教室の返還を受けることといたしました。

これは、令和3年11月の定例教育委員会において、委員の皆さまに審議していただいております。このことにより、新たな放課後児童クラブを設置する必要があるため、その候補地を、児童の安全を優先し、学校敷地内で検討してまいりました。

続きまして、2. 建設場所の協議でございます。放課後児童クラブの建設場所の選定に あたっては、関連部署として、中野小学校、教育委員会学校総務課、施設課、指導課、こ ども未来部保育課、総合政策部公共施設事業調整課が集まりまして、協議を進めてまいり ました。

お手元資料の右側の航空写真をご覧ください。協議の中では保育課から候補地が2箇所提案されたところです。校舎右側の候補地①につきましては、学校から「長い時間かけて育てた農園であるため」用途変更は困難、校舎左側の候補地②につきましては、学校から「遊具や高木がある。また西門は児童の出入りが多いため」用途変更は困難であるとの意見があり、協議の結果、校庭の南寄りの部分「最終予定地」を選定いたしました。

選定理由は2点あり、(1)校庭使用を含む学校運営に影響が少ないこと(2)駐車場 予定地に近く利便性が良いこと、でございます。

続きまして、3. 所管替えする土地の概要でございます。予定地の面積は343.39 平方メートル、南西側の幅4メートルの市道に面しており、現況は中低木の植え込みとなっております。

続きまして、4. 近隣の方々へのご配慮でございますが、保育課では、放課後児童クラブの建設にあたって、(1) 周辺道路の安全を保つため駐車場予定地、5台程度を確保し、(2) 近隣住民へ放課後児童クラブの建設について説明していくことが予定されています。 続きまして、5. 今後のスケジュールでございます。本議案を承認いただきましたら、市長部局あて回答文書を送付したうえで、所管替え手続きを進め、令和5年4月から8月の間に建設工事を、令和5年9月に放課後児童クラブの開所を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

A3版の参考資料の項目1のところで、「一律に35人に引き下げられた」とありますが、この表記の考え方について説明願います。

篠原学校教育部次長 (兼) 学校総務課長

最終的には、一律に全学年が35人学級となることが決まったという主旨で記載しておりますが、段階的に35人学級への移行を進めている状況であることを踏まえると、誤解を招く部分もあると考えられるため、「引き下げられた」ではなく「引き下げられる」と表記を見直してまいります。

鎌田教育長

他にご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

鎌田教育長

議案第8号 行政財産の用途変更について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案どおり可決と決しました。 以上で、追加議案を終了します。それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

3月定例会につきましては、3月28日、火曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。 以上でございます。

鎌田教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。

_	17	_
---	----	---